

平成 21 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

小樽商科大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	13
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 教育の成果	30
基準7 学生支援等	33
基準8 施設・設備	37
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	40
基準10 財務	44
基準11 管理運営	47
<参 考>	51
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
○荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

石 弘 光	放送大学長
江 川 雅 司	明治学院大学教授
○荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
◎北 原 保 雄	元 筑波大学長
○近 藤 浩 二	合同会社希少糖生産技術研究所代表社員
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
濱 名 篤	関西国際大学長
山 内 ひさ子	長崎県立大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
山 倉 健 嗣	横浜国立大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

小樽商科大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育を重視する教育課程が整備されており、特に初年次教育に力を入れている。
- 教員の教育研究活動が定期的に評価され、評価結果を研究費配分及び処遇に反映している。
- 教育目的を実現するために教育課程を体系的に編成し、教育内容に応じたきめ細かい指導が行われている。
- 大学院アントレプレナーシップ専攻では、教育目的に照らして、多様な授業形態による実践的な教育が行われている。
- 卒業生・修了生及び就職先、企業などを対象としてアンケートを実施し、教育成果の点検・評価に努めている。
- 企業が説明会を催す「緑丘企業等セミナー」や公務員志望者のための「公務員受験対策講座」を開催するなど、きめ細かい就職支援を行っている。
- すべてのゼミに専用のゼミ室を配置し、ゼミ教育の充実を図っている。
- 全学的なFD組織として教育開発センターを設置し、組織的、継続的に活動しており、教育の質の改善のために実質的に機能している。
- 読者懇談会、記者懇談会、一日教授会を定期的に開催して学外関係者の意見を聴き、教育研究の向上及び管理運営の改善に活かしている。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 1年次の「基礎ゼミナール」及び3、4年次の「研究指導」において、きめ細かい指導が行われているが、学生生活の一層の充実に資するよう努めることが期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

平成 16 年 4 月に制定された小樽商科大学憲章において、学部教育等の目標を、「専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る。」と定め、それを支える研究については、基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究をともに重視し、総合的・学際的研究の推進を図り、その成果を人類の幸福や経済社会の発展のために還元することを謳っている。

これを受けて、小樽商科大学学則第 1 条第 1 項において、「本学は、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。」と定めている。この目的を達成するための方法として、同第 2 項において、「多様な学問分野の修得と課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践するとともに、それを支える高い水準の研究を推進し、国際交流の促進、学習環境の改善、課外活動の支援及び教職員と学生の交流等に努める。」ことを明らかにしている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学憲章において、大学院の教育目標を、「研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を図る。」と定めている。

これを受けて、小樽商科大学大学院学則第 1 条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。」と定めている。さらに、現代商学専攻については「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うために組織的、体系的な教育課程の下で特定のテーマについて研究を指導する博士課程とする。」、アントレプレナーシップ専攻については「革新的ビジネス・モデルを構想し事業へと展開できるビジネスイノベーター、及び企業経営におけるマネジメント能力を高めビジネス・チャンスを生み出し得るビジネス・リーダーを育成するために、当該分野に応じた柔軟で実践的な教育を行うことができるよう、専門職大学院設置基準に定める専門職大学院とする。」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

ウェブサイト、シラバス、『学園生活の手びき』、大学・大学院案内、アドミッション・ポリシー、大学憲章及び学則等に、人材育成に関する目的、その他教育研究上の目的を掲載し、教職員、学生及び社会に情報提供を行っている。

新入生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、シラバス、大学案内等により教育の目的や特徴を説明している。

教職員に対しては、新任教員研修会やファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動及び教職員学生指導研究会を通じて、周知を図っている。

受験生や企業等に対しては、高等学校における大学説明会、オープンキャンパス、企業訪問等の機会に、大学案内、大学院現代商学専攻案内及び大学院アントレプレナーシップ専攻案内等により教育目的等を説明している。また、広報誌や小樽市民との交流会「一日教授会」を通じて広く市民に教育目的や特徴を伝えている。「一日教授会」は市民との懇談・意見交換の場として、平成14年度から年1回、小樽市内において開催し、65～170人が参加し、小樽駅前プラザ「ゆめぽーと」の開設につながるなどの成果がある。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

経済学、商学、法学、情報科学等の理論を基礎に、現代ビジネスの実態や諸制度を分析し、実践的課題に対する解決策を探求する応用的・実践的総合社会科学の教育研究を行うために、商学部には社会科学の主要な分野を網羅する経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科を設置している。

このほかに、教員組織として、語学教育を担当する言語センター及び教養教育を担当する一般教育等を設置している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、主として共通科目（基礎科目と外国語科目に分かれる）及び日本語科目（留学生が対象）によって行われている。共通科目及び日本語科目の必修単位が卒業所要単位に占める割合は42%（52/124）であり、経済経営系としては、教養教育の比重が高い。

共通科目は、主として一般教育等及び言語センターの教員が担当しているが、基礎科目の「知の基礎系」（初年次教育を目的とした科目群）は、4学科の教員も含めて全学で担当している（平成20年度においては、54人の教員が担当している）。特に、知の基礎系の中でもテーマを定めた学際的な授業科目である「総合科目Ⅰ」「総合科目Ⅱ」は教育開発センターがコーディネートしている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院商学研究科は、研究者養成機能を主とする現代商学専攻と高度専門職業人養成機能を主とするアントレプレナーシップ専攻により構成されている。

現代商学専攻の博士前期課程には、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報コースが設けられ、博士後期課程には、現代商学教育研究分野、組織マネジメント教育研究分野、企業情報戦略教育研究分野、現代ビジネスの理論と制度教育研究分野が設けられている。

アントレプレナーシップ専攻は、企業経営等における高度のマネジメント能力等を養成することを目的とする専門職学位課程である。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

教育研究目的に関わる主要な施設として、情報処理センター、言語センター、国際交流センター、ビジネス創造センター、教育開発センターがある。

情報処理センターは、研究、教育に資する計算機環境を提供することを目的としている。言語センターは、外国語教育の研究と実践を任務とし、国際交流センターは、外国人留学生が新しい生活環境に適応するよう修学面生活面にわたって幅広い援助を行っている。ビジネス創造センターは、学術の成果を広く社会に還元し、産学官の連携を強め、地域経済の活性化及び新産業の創出に向けた実学実践の場、高度職業人養成の場として寄与している。また、教育開発センターは、教育方法の研究・開発、教材研究・開発、授業評価法の開発等のFD及び教育課程の編成等に関する検討を行い、教育の活性化に寄与している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育課程の改革、学則の改正、授業計画、学生の身分に関する事項等は、学科会議、教務委員会、学生委員会等の検討を経て、学部教授会又は各専攻会議において審議され、その中で学則改正等の重要な案件は、教育研究評議会に付議され、そこで最終的に決定される仕組みになっている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する教務委員会は、学部、大学院現代商学専攻、大学院アントレプレナーシップ専攻にそれぞれ設置されている。学部教務委員会は、教育担当副学長と各学科等から選出される教員6人により構成され、年20回程度開催されている。大学院現代商学専攻教務委員会は、専攻長と各コース等から選出される教員6人により構成され、年10回程度開催されている。大学院アントレプレナーシップ専攻教務委員会は、3人の教員で構成され、年15回程度開催されている。

教育課程の基本的事項、教育課程の改革などに関しては教育開発センターが審議し、教務委員会に原案を提示している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育を重視する教育課程が整備されており、特に初年次教育に力を入れている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

商学を狭い領域で捉えるのではなく、経済学、法学、情報科学を含み、かつ、教養教育と語学教育も包括する応用的・実践的総合社会科学として捉える基本方針の下に4学科を位置付けている。

経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科は学部の特設教育及び大学院現代商学専攻の4コースの教育の責任を負い、一般教育等、言語センターは教養教育、外国語教育の責任を負っている。

各学科には2～3の講座が置かれ、一般教育等には15の学科目が置かれているが、実質的な教員組織編制単位は4学科、一般教育等及び言語センターである。責任者として、学科には学科長（言語センターの場合はセンター長）、一般教育等には学科主任を置いている。

アントレプレナーシップ専攻は、独立した教員組織を編制し、専攻長を置いている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 商学部（4学科）：専任68人（うち教授31人）、非常勤4人
- ・ 一般教育等：専任17人（うち教授11人）、非常勤6人
- ・ 言語センター：専任21人（うち教授14人）、非常勤25人

教育上主要と認める授業科目である共通科目、外国語科目、学科科目の基幹科目は、ほぼすべて専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 商学研究科：研究指導教員 72 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

- ・ 商学研究科：研究指導教員 5 人（うち教授 5 人）、研究指導補助教員 12 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程における専任教員数は、14 人（うち教授 11 人、実務家教員 6 人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

専任教員の採用は、公募制を維持しており、必要に応じて国際公募を実施している（平成 18～20 年度は 20 件中 5 件が国際公募）。平成 21 年 5 月 1 日現在、女性教員は 16 人、外国人教員は 9 人であり、企業等で 5 年以上の実務経験を持つ教員は 15 人（うち 6 人は専門職大学院所属教員）在籍している。ジェンダーや外国人に配慮した採用が行われており、年齢構成のバランスも良い。

教員の任期制は、「小樽商科大学における教員の任期に関する規程」に基づき、教育開発センターの助教 1 人に適用している。

このほか、「寄附講座・寄附研究部門規程」に基づき、客員教授 1 人を平成 17～18 年度に受け入れた実績がある。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇格については、小樽商科大学教員選考基準及び同運用細則において教授、准教授等の資格を定め、研究上の業績のほかに「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」を有していることを求めている。教員を採用する際には、研究業績等を評価するとともに模擬講義・面接により教育能力の評価を行っている。

大学院現代商学専攻担当に関しても、研究業績に加えて「研究の指導並びに教育上の能力及び識見」を有することを求めている。

大学院アントレプレナーシップ専攻に関しては、同専攻の選考規程及び教員選考基準において独自に専門職大学院教員にふさわしい採用と昇任の基準を定め、専攻分野についての研究能力及び優れた経験のほかに「担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力」を有していることを求めている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断す

る。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成21年度から、教育活動、研究活動、社会貢献活動及び学内運営活動等に関して、教員業績評価データベースシステムを構築し、学長がそこに蓄積されたデータ等も参考にして、特に顕著な功績があったと認められる場合には教員の処遇に反映させることとしている。

教員業績評価とは別に、従来より勤務業績の処遇への反映が実施されている。例えば、平成20年12月期の勤勉手当の算定において、勤務成績が特に優秀な者（成績率93%以上150%以下）、勤務成績が優秀な者（成績率82.5%以上93%未満）などの評価を行っている。勤務成績の評価は昇給にも反映している。

また、毎年度の教員研究費の配分に当たっては、定額分と傾斜配分とに区分し、傾斜配分額の決定に当たっては、教員活動の実績（教育実績、研究業績、外部資金獲得実績など）を重要なポイントとして算定している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の研究活動及び主な研究業績等とシラバスの記述を比較すれば、教育内容等と関連する研究活動が行われていることが分かる。

特に、小樽商科大学重点領域推進研究に採択された研究プロジェクトの研究成果は、実施した教員のゼミナールや授業に直接に還元されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために事務分掌規程を定めて事務組織を整備し、教育支援を行っている。教育課程の遂行に関わる事務組織に配置されている専任事務職員等としては、学務課に12人、附属図書館に8人、情報処理センターに1人、キャリア支援課に3人、国際企画課に4人、企画・評価室に4人、言語センターに1人が配置されている。

また、各学科等で必要とする授業科目にTAを活用している（平成20年度は延べ31人）。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の教育研究活動が定期的に評価され、評価結果を研究費配分及び処遇に反映している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

教育目的を達成するために、アドミッション・ポリシーにおいて、学士課程については、「異なる文化・考え方を理解しようと努め、自己の能力を高める意欲を持ち、社会科学、人文科学、自然科学等を学ぶために必要な基本的知識を身に付けている人」「生涯を通じて学ぶことに意義を認め、新たな知識や世界に触れることに喜びを見出すことのできる人」を求める学生像としている。その上で、「入学以前には、特定の科目にとらわれない幅広い学習をしていること、学ぶ意欲を身につけていることが必要です。」「入学前に幅広く勉強することは、一見無関係のように見えても大学で複雑な社会の仕組みを理解し、新しい知識・理論を学ぶ際に必ず役にたつのです。」と呼びかけている。入学者選抜の基本方針としては、「基本的な知識の習得状況」と「学ぶ意欲」を評価することとしている。

大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程については、「社会科学諸分野の研究を深く追求し、研究者を目指す人」「生涯教育の一環としてテーマ研究を行おうとする人」「高度な英語コミュニケーション能力を身につけ、社会科学の専門知識を国際的に活かそうとする人」「高等学校教諭等の専修免許状（英語・商業）を取得することで、専門分野における深い学識と高度な技能を教育現場で活かそうとする人」を求める学生像としている。入学者選抜の基本方針としては、「当該分野における基礎的な知識」と「研究計画」を評価することとしている。

現代商学専攻博士後期課程については、「複合的で多様な現代ビジネスの諸問題を深く研究し、博士（商学）の学位保有者たる教育研究者あるいは高度職業人として国際社会および地域に積極的に貢献しようとする意欲ある者」を求める学生像としている。

アントレプレナーシップ専攻については、「新規事業や組織改革を目指す一定のビジネス経験をもつ社会人、企業や自治体から派遣される社会人、新規事業開発に向けた技術シーズをもつ医理工系大学出身者や研究者の他に、一般学生及び留学生を広く受け入れます。」を求める学生像としている。

周知・公表に関しては、大学のウェブサイトに掲載するとともに、学部では、アドミッション・ポリシーの抜粋を記載した大学案内を、オープンキャンパス、高等学校訪問、高等学校で行われる進学ガイダンス等において配布し、大学院については、同様に大学案内を大学院説明会等で配布している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

「求める学生像」に合致した学生を受け入れるため、また、受験機会の複数化を確保するために、昼間コースでは、一般入試（前期日程・後期日程）、推薦入試、専門高校・総合学科卒業生入試、帰国子女入試、中国引揚者等子女入試及び私費外国人留学生入試を、夜間主コースでは、一般入試（前期日程）、推薦入試及び社会人入試を実施している。いずれの選抜方法においても、「基本的な知識の習得状況」は、主として学力試験（大学入試センター試験、個別学力試験、小論文）により、「学ぶ意欲」は、学力試験のほかに、志望理由書、面接、調査書（推薦入試の場合は評点平均値4.0以上が出願条件）により判定している。

志願倍率、入学後の成績調査などから、選抜が実質的に機能していると言える。

大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程では一般選抜、特別選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜を実施している。「当該分野における基礎的な知識」は学力試験と成績証明書によって評価し、「研究計画」は面接、志望理由書、研究計画書により判断している。

博士後期課程では一般選抜、社会人選抜を実施している。研究が一定程度に達した段階での選抜となるため、研究業績、研究計画書、面接等によって、研究能力及び研究計画を評価している。

また、アントレプレナーシップ専攻では一般選抜、社会人特別選抜、組織推薦を実施している。育成しようとする新規事業開発や事業革新を担う人材、あるいは組織改革を目指す人材として明確な問題意識と目的意識を有しているかを判断するために、志望理由書に基づいた面接試験又は口頭試験を行っている。また、必要な専門的知識を有しているかを判断するために、一般選抜では学力試験を、社会人特別選抜では小論文を課している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

求める学生像及び入学者選抜の基本方針は、一般選抜と共通である。

学部については、昼間コースにおいて私費外国人留学生入試を、夜間主コースにおいて社会人入試を実施している。私費外国人留学生入試においては、「基本的な知識の習得状況」と日本語能力を確認するために学力試験（日本留学試験、小論文）を、「学ぶ意欲」を確認するために面接を課している。社会人入試では、基本的な知識は社会生活・仕事の中である程度身に付けていると考えられることから、小論文で必要な学力を、面接、志望理由書で「生涯を通じて学ぶことに意義を認め、新たな知識や世界に触れることに喜びを見いだすことのできる人材」であるかどうかを判断している。編入学に関しては、必要な基本的な知識・能力を問うために「専門科目（又は小論文）」と「英語又は数学」の学力試験を課し、意欲を確認するために面接を行っている。

大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程においては、社会人と留学生の場合には、志望理由書及び研究計画書を課すことにより能力・意欲を判断することとしている。

アントレプレナーシップ専攻では、社会人選抜においては、小論文、口頭試験、志望理由書により問題意識・目的意識を評価している。組織推薦では、会社、団体等からの推薦を尊重し、推薦書、志望理由書、面接試験（又は口頭試験）により選抜を行っている。また、平成21年度入試（組織推薦選抜）からは、従来の指定日選抜のほか、社会人の多様なニーズに配慮して、随時選抜も実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部については、入学者選抜の最終決定は教授会が行うが、教育担当副学長（委員長）と教科委員会委員長（副委員長）及び各学科等から選出された教員により構成される入学試験委員会が、入学者選抜の実施（入試実施要領の策定、入学試験実施本部（学長が本部長）の設置、監督者・面接員の選出等）と合格者判定資料作成を行い、入学試験問題の作成及び採点は、教育担当副学長と英語、数学、国語、小論文の出題・採点に責任を持つ教員により構成される入学試験教科委員会が担当している。

大学院については、入学者選抜の最終決定は専攻会議が行うが、学部と同様に、入学試験委員会が、入学者選抜の実施と合格者判定資料作成を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学試験委員会の下に置かれた入学者選抜方法研究専門部会（教育担当副学長、教科委員会委員長、入試課長、その他統計学を専門とする教員により構成される）が、毎年の入学者選抜における志願者、受験者、合格者及び入学者の状況、入学後の成績等に関する調査分析を行い、その結果を基に必要な改革を実施している。例えば、夜間主コースについて平成18年度から、後期試験の廃止、受験科目の縮小、一般・推薦・社会人入試間の募集人員の変更などを行っている。

大学院においては、両専攻の入学試験委員会で、出願状況、選抜結果等を総合的に検証した結果に基づき、現代商学専攻では、一般選抜の試験科目数の統一、追加合格制度の導入、英語の試験におけるTOEFL及びTOEICのスコアカード提出による評価の導入などの改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成19年4月に設置された商学研究科（博士後期課程）については、平成19～21年度の3年分。）

〔学士課程〕

- ・ 商学部：1.05倍

〔博士前期課程〕

- ・ 商学研究科：1.26倍

〔博士後期課程〕

- ・ 商学研究科：1.10倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 商学研究科：1.03倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程は、教養教育を重視するとともに、「総合性」「実践性」「国際性」をキーワードとして編成されている。

授業科目を共通科目、学科科目、国際交流科目、日本語科目に大きく区分している。

共通科目は主に1、2年次に学習する科目群で、52単位以上の修得を義務付けることで総合的な幅広い教養を身に付けさせると同時に、実学を旨とする専門教育への動機付けを目的とし、基礎科目と外国語科目に分けられている。基礎科目は、知の基礎、人間と文化、社会と人間、自然と環境、健康科学の5系に分かれ、各系の授業科目から一定の単位の修得を義務付けることによって幅広い教養の獲得を図っている。

学科科目は、専門共通科目、教職共通科目及び4学科の学問分野に関わる科目に分かれている。4学科の学問分野に関わる科目は、さらに基幹科目、発展科目に分かれている。基幹科目は、各学科の導入的・基礎的な科目群で、導入的な科目を1年次に配置し、基礎的な科目を1、2年次に配置している。発展科目は、応用的・発展的内容を学ぶ科目群で2～4年次に配置され、体系的な教育課程となっている。専門共通科目は、共通科目で学んだ分野を、さらに専門的に学習する科目群で、幅広い知識の獲得や実践的な

外国語学習が可能となっている。また、教職共通科目は、教員免許を取得するための科目群である。研究指導は原則として必修であり、3、4年次の2年間特定のテーマを研究し、その成果を卒業論文としてまとめるものである。

「総合性」の実現のために、高等学校と大学の接続教育を担う知の基礎系を共通科目に組み込み、教養教育、専門教育の基礎となる教育を行い、共通科目から52単位以上の修得を義務付けている。

「実践性」の実現を図るために、授業の中で学生が様々な課題（プロジェクト、ケース分析等）に取り組んだり社会の問題や実務に触れたりすることのできる科目を共通科目や学科科目に配置している。

「国際性」の涵養のために、2外国語14単位を必修にしている上に、専門共通科目に「上級外国語Ⅰ、同Ⅱ」「国際コミュニケーションⅠ、同Ⅱ」「ビジネス英語」を配置し、学科科目にも「英語コミュニケーションⅠ、同Ⅱ、同Ⅲ、同Ⅳ」「比較文化Ⅰ、同Ⅱ」を配置しているほか、言語センター教員が研究指導を担当するなど、学生の4年間を通じた、高度かつ実践的な外国語学習を可能としている。さらに、海外の協定校から学生を受け入れ、英語で授業を行う「短期留学プログラム」に学部学生の履修を認めている。交換留学により海外の協定校において修得した単位は、国際交流科目又は共通科目、学科科目として認定している。

夜間主コースの教育課程は、勤労学生や社会人学生を対象にした生涯学習、リフレッシュ・リカレント教育を目的として、幅広い関心を持つ社会人の生涯学習などに対応するため、特定の専門にとらわれない、商科系の幅広い学習を可能とすることを趣旨としている。その特徴は、学科の枠組みにとらわれない「総合コース」としたことである。すなわち、4学科が提供する基幹科目と発展科目を一体的に捉えてコース基幹科目とコース発展科目とし、その中から卒業所要単位を充たすのに必要な単位を修得させることで、学生が所属する学科だけでなく、他学科の科目も幅広く履修することを可能としている。

学生には、シラバスで履修モデルを提示し、体系的な履修を促している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生は、所属学科以外の他学科科目を自由に履修ができ、20単位まで、卒業所要単位に含めることができる。さらに、所属学科のみならず、他学科、一般教育等、言語センター所属の教員による研究指導（12単位、卒業論文も含む。）を受けることもできる。学科の入門的専門科目を基幹科目とし、1年次に配置し、また、教養科目や語学の発展的内容を3、4年次の配当科目として学べる楔形の教育課程となっている。

北海道大学経済学部、北海道教育大学札幌校と協定を締結し、単位互換を行っている。さらに、平成19年度には、知の基礎系「総合科目Ⅰb（地域活性化システム論）」を室蘭工業大学と共同で実施するため、単位互換協定を締結している。このほか、13か国19大学と学生交換協定を締結し、単位互換を実施している。

学部の早期卒業と大学院博士前期課程及び専門職学位課程との連携を図る「学部・大学院5年一貫教育プログラム」「学部学生による大学院科目履修制度」を実施している。「学部・大学院5年一貫教育プログラム」は、早期卒業して大学院への進学を希望し、優秀な成績を収めた学生には入学試験なしで大学院に進学させ、かつ、入学料を免除する制度であり、平成21年度に2人の実績がある。「学部学生による大学院科目履修制度」は、学部4年次生で大学院現代商学専攻前期課程進学を希望する優秀な学生に対し、4年目に当該大学院の科目を履修させる制度である。さらに当該大学院に進学した場合は、10単位までを当

該大学院の単位として認定することを可能としている。

語学の検定試験や簿記、情報処理関係の検定試験について単位認定を行っている。平成 17～20 年度の認定実績は 72～80 人である。

「総合科目 I b (地域活性化システム論)」は、地域のリーダーや自治体職員等が専門的見地から地域再生の最新の取組や課題を講義し、当該大学と室蘭工業大学の学生が合同でグループ・ディスカッションを行い、その成果を発表するというユニークな授業である。

「地域市場システム論」では、北海道の金融市場システムの社会的、学術的、今日的課題を金融各界のリーダーが講義している。

学生の職業観を醸成するために、入学前 3 年間、卒業後 3 年間のキャリアデザイン支援を目的とした「キャリアデザイン 10 年支援プログラム」を実施しており、キャリア教育を体系的に進めている。例えば、1 年次は知の基礎系にある「総合科目 II b (社会科学と職業)」「総合科目 III (エバーグリーン講座)」、2 年次は平成 21 年度新設された「地域連携キャリア開発」、3 年次は「インターンシップ」が、キャリア教育の体系に位置付けられた科目である。

同窓会の助成金による財政的支援を受け、国際交流センター、国際交流委員会が中心となって学生の国際交流に努めてきた結果、現在は、13 か国 19 大学と学生交換協定を締結し、交換留学を実施している。平成 20 年度の実績は、受入 18 人、派遣 14 人、短期語学研修 21 人である。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に十分に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。1 年間の履修単位数を原則 40 単位とする履修登録上制限（キャップ制）を実施しており、ガイダンス、シラバス、FD 報告書等により学生に周知を図っている。教員は、シラバスに成績評価の方法及び基準を明示し、課題（宿題）、レポート、小テスト等を課し、成績評価の対象とする等の方法によって授業時間外の学習の確保に努めている。

単位の实質化・授業時間外学習を支援するための e-learning システムを開発し、学部・大学院の教育に導入している。英語教育に関しては、平成 20 年度よりセルフ・アクセス・スタディのクラスを作り、各自が言語センターや情報処理センターで自学自習し、TOE I C の試験を受け、その結果によって単位認定を受ける形態の授業を実施している。

平成 18 年度入学生より G P A (Grade Point Average) 制度を導入し、学生が自身の学習状況を把握し、以後の学習計画に利用できるよう成績表に G P A ポイントを表示している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

開講している多くの授業は講義形式であるが、共通科目の「総合科目 I b (地域活性化システム論)」「総合科目 II a (職業と学問)」、学科科目の「経営学原理 I」「経営学原理 II」「地域連携キャリア開発」「マーケティング行動論」「デジタルデザイン論」「社会計画」「インターンシップ」等の授業科目においては、課題を与えそれをグループワークやディスカッションを通じて解決するという授業を展開している。

語学の授業は、演習形式の授業形態で 30 時間の授業で 1 単位としている。特に多数が受講する英語においては、基礎クラス、標準クラス、発展クラスに分け、習熟度別の少人数による教育を行っている。外国語実験実習室が設置されており、LLブースを使った教育や、ビデオやパソコンによる教育も行われている。さらに、平成 20 年度からは 1 年次生に TOE I C 受験を課し、実用英語の向上を図っている。英語学習のための e-learning システムを取り入れ、学生がセルフ・アクセス・スタディできる体制を整えている。また、基礎科目の「生物学 I、同 II」「化学 I、同 II」「心理学 I、同 II」及び情報処理関係の授業においては実験・実習・演習等が行われている。

ゼミナールは、1 年次の学生を対象とした高大接続教育のための「基礎ゼミナール」と専門教育を行うための「研究指導」がある。基礎ゼミナールは、1 ゼミ当たり平均 15 人で、1 年次生の約 70%が履修している。研究指導は、3 年次から 2 年間継続して行われ、学生は研究成果を卒業論文として提出することが義務付けられている。

平成 18 年度に実施した「教育課程アンケート」によれば、「特定の内容に偏らず、多様な授業が開講されていると思う」「授業ごとに適切な授業形態（講義・ゼミなど）が選択されていると思う」「ゼミや演習などの少人数教育が充実していると思う」との質問に対する回答結果（5 点評価の平均値）は、それぞれ、3.6、3.4、3.5 であった。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2 ② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、教育目的、教育の特徴、教育課程の説明、卒業に必要な単位数の説明、GPA 制度や履修登録上限制（キャップ制）の説明、履修モデルの提示など、学生が教育を受けるに当たって必要と思われる事項が記載されている。

各授業科目については、科目名、単位数、配当年次、通年・前後期の区分、担当教員の名前、研究室番号、オフィスアワーのほかに、授業の目的・方法、授業内容、使用教材、成績評価の方法、成績評価の基準、履修上の注意事項の 6 項目について、学習上必要な情報が記載されている。

シラバスの活用状況については、平成 18 年度に行った「教育課程アンケート」によれば、「授業を選択する際、シラバスに書かれている内容や単位要件を参考にしているか」との質問に対する回答結果（5 点評価の平均値）は、4.4 であった。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、有効に活用されていると判断する。

5-2-2 ③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教育課程上の自主学習への配慮として、英語のセルフ・アクセス・スタディ体制、「研究指導」などがあり、制度の観点からは、履修指導教員制度、オフィスアワー制度、学生論文賞、緑丘奨励金制度等がある。施設整備の観点からは、図書館、情報処理センター等施設の利用時間の配慮、専用ゼミ室及び自習室の配備、e-learning システムの整備が挙げられる。毎年学生より論文を募集し、優秀な論文に対しては学術奨励金が支給される学生論文賞は、自主学習を促す効果がある。また、緑丘奨励金制度は平成 19 年度から設けられたもので、1 年次に優秀な成績を収めた上位 10 人に対し奨励金を授与する制度であり、これも自主学習を促す効果がある。

「現在のところ、特別な配慮が必要なほどの基礎学力不足の問題は生じていない。」と自己評価している

が、知の基礎系（初年次教育）において、「基礎数学」を開講し、英語の授業では習熟度別クラスを設けるなどの配慮をしている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースの時間割は、社会人学生の勤務時間を考慮して平日の17時45分から19時15分（6講目）、19時25分から20時55分（7講目）となっている。授業コマ数の不足を補うために、夏季休業期間を利用して集中講義（8単位程度）を夜間に開講している（「夜間主コース夏学期」）。さらに、専用ゼミ室（23時まで利用可）を配備するとともに、附属図書館、情報処理センターも22時（又は22時30分）まで開放している。

社会人学生に配慮した長期履修制度を実施しており、昼間に時間的余裕がある学生は、60単位を上限に昼間コースの単位を修得することができる。

学習指導に関しては、昼間コースと同様に1、2年次生を対象に履修指導教員を配置しているほか、シラバスに各教員のオフィスアワーを記載し、学習相談に応じている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

より厳密な成績評価を行うために、平成20年度から、成績を4段階（100～80 優、79～70 良、69～60 可、59～0 不可）から5段階（100～90 秀、89～80 優、79～70 良、69～60 可、59～0 不可）に改め、すべての教員にシラバスに「成績評価の方法」と「成績評価基準」を明記し、それに従って成績評価を行うことを義務付けている。成績評価基準をシラバスに十分に書き込めない場合は、初回の講義日でのオリエンテーションにおいて詳細を示すことになっている。

教育開発センターは、各授業科目の成績分布を分析し、その成績分布を基に各学科等で成績評価に極端な偏りが無いよう意見交換し、是正を図るよう努めている。

卒業認定基準は、学則に定められており、卒業所要単位を修得した学生に「学士（商学）」の学位が授与されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

「個人情報の開示等に関する規程」によって、すべての教員は、成績に関する個人情報を開示するとともに、定期試験答案やレポート等の成績評価資料を1年間、保管する義務を負っている。個人の成績情報開示義務の中には、学生からの成績評価に関する質問、異議申立等に対して誠実に対応する義務も含まれることは大学全体の共通認識となっている。そのため、教育担当副学長が、定期試験開始前に学部教授会で、教員に周知し、学生からの成績に対する質問には誠実に対応するよう求めている。

小規模な大学であり、教員と学生の距離が近いことから、学生は直接、教員に成績評価に関する質問、異議申立等をし、教員は定期試験答案や学生レポートを開示して対応する仕組みを採用している。ここで解決できなかった場合には、「学生何でも相談室」あるいは教育担当副学長に申立が行われ、教育担当副学長が教員・学生より事情を聴取し解決を図っている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

博士前期課程では、商学の分野で専門的な研究者になることを目指す学生のために「博士後期進学類」を、専門知識を身に付けた上で修了し社会の様々な分野で働くことを目指す学生のために「総合研究専修類」を設置している。博士後期進学類の学生は、国際商学コースに所属し、総合研究専修類の学生は、学部教育との接続性も考慮して、幅広い分野での研究能力を発展させることができるように、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報コースの4コースから選択して所属している。

授業科目は、アカデミック・トレーニング(AT)科目、基本科目、発展科目、コース共通科目及び研究指導に区分されている。テーマ研究に関わる研究指導は、AT科目の「研究方法論」を1年次前期に、「研究指導Ⅰ」を1年次後期に、「研究指導Ⅱ」を2年次前期に、「研究指導Ⅲ」を2年次後期に順に配置し、段階的・体系的な指導を行う体制がとられている。

博士後期進学類では、科目区分ごとの修了所要単位を厳格に設定しているのに対し、総合研究専修類ではより緩やかになっている。2年次への進級要件を設け(16単位)、段階的な履修を促している。コースごとに履修モデルを提示している。

博士後期課程では、授業科目を4つの教育研究分野(現代商学教育研究分野、組織マネジメント教育研究分野、企業情報戦略教育研究分野、現代ビジネスの理論と制度教育研究分野)と演習に分けている。4教育研究分野には19科目(38単位)を配置し、複数の研究分野から10単位修得を義務付け、幅広い学修を促している。演習においては「博士論文執筆計画」「博士論文指導Ⅰ」「博士論文指導Ⅱ」「博士論文指導Ⅲ」の順で履修する段階的な指導を行う体制がとられている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

総合研究専修類を希望する学生については、学部教育との接続性も考慮した上で幅広い分野での研究能力を発展させることができるように、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報コースの4コースを設け、学生の関心に応じて体系的な履修が行えるようコースごとに履修モデルを作り、シラバス、ウェブサイト等に提示している。

総合研究専修類では、社会の様々な分野において活躍する社会人の受入を行っており、修士論文に代えて「特定の課題についての研究成果の課題」（課題研究）の提出を認めている。

授業科目の多様な選択を可能にするために、北海道大学法学研究科、同経済学研究科との間で単位互換を行っている。アントレプレナーシップ専攻の授業科目も、一部ではあるが、履修することを認めている。

入学前に他の大学院で修得した単位については、10単位まで認定できることとしている。

修学年限に関しては、30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者で、優れた業績を上げた者については、1年以上の在学で修了可能としている。

転勤等により通学が困難となった社会人学生に対して、12国立大学法人（小樽商科大学、福島大学、埼玉大学、横浜国立大学、富山大学、信州大学、滋賀大学、和歌山大学、山口大学、香川大学、長崎大学、大分大学）の大学院研究科間で、検定料、入学料の免除を内容とする転入学制度を設け、社会人学生を相互に受け入れる協定を締結している。

博士後期課程は、高度な研究能力を求める社会人のために、札幌サテライトにおいて一部の授業を夜間に実施している。

現代商学専攻は、自立した研究活動を行う研究者と高度に専門的な業務に従事する職業人の育成を目的として、最新の研究成果や学術の発展動向を反映した論文や書籍の講読と議論を中心にした授業を行っている。

国際商学コースでは、英語専修免許取得を目指す学生に配慮して教育職員免許法に規定する「高等学校教諭専修免許状」（英語）及び「中学校教諭専修免許状」（英語）の課程認定を受け、現職教員である学生の勤務を考慮し札幌サテライトで夜間授業を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

教員による講義だけでなく学生の主体的な学習に基づく発表と議論を取り入れた授業を多く行っており、授業時間外の学習は必然的に行われている。この授業時間外の学習を支援し単位の实質化に配慮するために、シラバスにアサインメントや成績評価基準を明記し、また e-learning システムを導入している。さらに、平成 20 年度入学生より GPA 制度を導入し、学生が自身の学習状況を把握し、今後の学習計画に利用できるように成績表に GPA ポイントを表示している。この制度については、シラバスに制度の説明を記載し学生に周知を図っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

現代商学専攻は、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを教育目的とする「テーマ研究型大学院」であり、教育は、講義、演習を中心に行われている。博士前期課程の収容定員が 20 人、博士後期課程の収容定員が 9 人と小規模であり、また、各授業科目の履修者が多い科目でも 4、5 人であることから、授業形態上は、学生と教員との議論で展開されるゼミ形式で行われているものが多い。

博士前期課程の研究指導は、必要に応じて正副指導教員によって行われており、博士後期課程の博士論文指導は複数の研究指導教員によって行われることとなっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

現代商学専攻のシラバスには、教育目的、教育の概要、教育課程編成の趣旨、修了に必要な単位数の説明、進級要件の説明、履修モデルの提示など、学生が教育を受けるに当たって必要と思われる事項が記述されている。

各授業科目の欄では、科目名、単位数、通年・前後期の区分、担当教員の名前、研究室番号に加えて、授業の目的・方法、授業内容、使用教材、成績評価の方法、成績評価の基準、履修上の注意事項の6項目について、必要な情報を提供している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、有効に活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

現代商学専攻の授業は、昼間に開講することを原則としているが、英語専修免許の取得が可能な博士前期課程の国際商学コースでは、英語専修免許を取得しようとする現職教員等の社会人大学院生に配慮して、札幌サテライトにおいて夜間の授業を実施している。授業時間は、月～金曜日の17時45分から20時55分である。

博士後期課程についても、社会人大学院生のニーズに配慮して、弾力的に運用している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

現代商学専攻博士前期課程は、学生の多様なニーズにこたえるために博士後期進学類と総合研究専修類を設置しており、後者では学位（修士）論文に代えて「特定の課題についての研究成果」（課題研究）の提出を認めている。

博士前期課程の研究指導は、原則として1人の研究指導教員が行うが、必要に応じて副指導教員を置くことができる。指導は、AT科目の「研究方法論（1年前期）」「研究指導Ⅰ（1年後期）」「研究指導Ⅱ（2年前期）」「研究指導Ⅲ（2年後期）」により段階的・体系的に構成されており、各コースに設置された修士論文審査会が開催する中間報告会での報告が「研究指導Ⅱ」の単位認定の要件になっている。

学位論文の審査と最終試験は、修士論文審査会が行う。学位論文審査のために修士論文・課題研究審査基準が定められている。

博士後期課程の研究指導は、「博士論文執筆計画(1年後期～2年前期)」「博士論文指導Ⅰ(2年後期)」「博士論文指導Ⅱ(3年前期)」「博士論文指導Ⅲ(3年後期)」により段階的に構成され、複数の研究指導教員が指導を担当する体制となっている。「博士論文執筆計画」では、学生より提出された博士論文執筆計画書に基づき、博士論文執筆計画審査会で執筆計画の妥当性及び執筆計画に必要な基礎知識を評価している。「博士論文指導Ⅰ」では、オープン形式の中間報告会を開催し、教員及び他の学生からのアドバイスを受けている。中間報告会での報告が「博士論文指導Ⅰ」の単位認定要件である。「博士論文指導Ⅱ」では、博士論文事前審査会において、博士論文の完成可能性を審査している。「博士論文指導Ⅲ」では、博士論文審査会において、提出された博士論文を審査し、最終試験を行っている。学生は、学位取得までに、博士論文執筆計画審査(2年前期)、博士論文事前審査(3年前期)及び博士論文審査(3年後期)の3度の審査に合格しなければならない。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

博士前期課程では、正副指導教員制度が設けられており、必要に応じて複数の教員による指導が可能となっている。博士後期課程では、複数指導教員制度がとられている。

博士前期課程、博士後期課程とも、最終的な学位論文の提出までに、博士論文執筆計画審査、中間報告、博士論文事前審査等を課すことにより研究の進捗状況の管理を行っている。審査は、報告会、審査会を開催して行われ、研究指導教員以外の教員、大学院学生が参加している。

有職の社会人学生以外の学生を積極的にTAに採用し、教育の機会に触れさせるように努めている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

従来の4段階評価を5段階評価に変更し、GPA制度を導入している。同制度の導入に伴い平成21年度から各教員は、シラバスに成績評価基準を明示した上で成績評価を実施している。

修了認定基準は、大学院学則に定められており、これを満たした学生に修士(商学)、あるいは博士(商学)の学位が授与されている。修了認定基準は、シラバスにも明記され、学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

博士前期課程では、修士論文及び課題研究の審査基準、コース別の修士論文及び課題研究の審査基準、最終試験の審査基準が定められ、博士後期課程では、博士論文執筆計画書の審査基準、博士論文事前審査基準、博士論文及び最終試験の審査基準が定められている。

博士前期課程では、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報コースにそれぞれ設置された修士論文審査会が、中間報告会を開催するとともに、学位論文審査員を選出し、修士論文及び課題研究の審査と最終試験を実施している。中間報告は「研究指導Ⅱ」の単位認定要件であるが、可否の判定

は行っていない。報告の結果は、主査の所見が記され学生に交付されている。

博士後期課程では、研究指導教員と現代商学専攻会議から選出された教員4人以上で構成される博士論文執筆計画審査会、博士論文史前審査会、博士論文審査会が、それぞれ博士論文執筆計画書、博士論文草稿、博士論文の審査を行っている。博士論文審査会に関しては必要に応じて現代商学専攻会議以外の教員又は研究員を加えることができる。これらの審査会とは別に「博士論文指導Ⅰ」では中間報告会を開催している。

博士前期課程、博士後期課程とも、審査基準と審査体制をシラバスに記載し、学生に周知を図っている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

「個人情報の開示等に関する規程」によって、すべての教員は、成績に関する個人情報を開示するとともに、定期試験答案やレポート等の成績評価資料を1年間、保管する義務を負っている。

成績に関して異議申立がある場合、学生は担当教員に直接申し立て、教員は定期試験答案や学生レポートを開示して対応することとしている。それで解決できなかった場合には、「学生何でも相談室」あるいは専攻長に申立が行われ、専攻長が教員・学生より事情を聴取し解決を図ることとしている。

博士前期課程及び博士後期課程のいずれも、審査会と中間報告会は公開で行われており、審査結果と最終試験が不合格となった学生に対してはその理由を説明することとしている。これらのことはそれぞれの審査会要項で定められており、評価の正確さを担保する仕組みが講じられている。それで解決できなかった場合には、「学生何でも相談室」あるいは教育担当副学長に申立が行われ、教育担当副学長が教員・学生より事情を聴取し解決を図ることとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育目的を達成し、授与する学位にふさわしい教育課程を編成するために、基礎から応用へと積み上げ式に知識・スキルを習得できるよう教育課程を設計しており、そこに配置している科目はいずれも、具体的な企業事例を取り入れて実践性を重視した内容になっている。科目構成は、基本科目（10単位必修）、基礎科目（14単位以上選択必修）、発展科目（8単位以上選択必修）、実践科目（8単位必修）、ビジネスワークショップ（3単位必修）、プレ科目（簿記、情報処理、経営分析に関する導入科目）である。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズや社会からの要請等を把握するために、教育開発センター専門職大学院教育開発部門と専攻教務委員会が協力して学生、修了者、企業等に対するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて平成19年度に新教育課程を導入している。

新教育課程の編成は5区分と13の分野で設定されており、それぞれの分野における理論・基礎知識から実務的・実践的教育へのつながりだけでなく、分野をまたがる理論・基礎知識から実務・実践教育への関連も明らかにされ、研究成果や学術の発展動向が反映されている。

北海道大学大学院農学研究院及び保健科学院との間で協定を結び、医理工農系院生のためのMBA特別コースを開設し、協定先大学院を修了した者の受け入れを可能にしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

事例研究や討論を取り入れた授業を行うために、講義テーマを徹底的に検討できる集中連続授業（モジュール方式）を採用している。

集中連続授業は、1回の授業（モジュール）に2時限あるいは4時限使うことから、隔週あるいは月1回の授業になるので、モジュールごとに事前課題、事後課題（宿題）を指示することで授業時間外の学習の確保に努めている。授業時間外学習を支援するためのe-learningシステムを開発し活用している。また、1年間の履修単位数を30単位とする履修登録上制限（キャップ制）を実施することで、科目履修の負担が過重にならないように配慮している。これらのことは事前説明会やシラバスにより学生に周知を図っている。

なお、学期終了時に実施している授業評価アンケートにおいて、教室外学習に関するシラバスの記述内容及びe-learningシステムによる指示内容の適切さを調査した結果（全科目の平均）は、平成19年度は5点評価で4.44及び3.93である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

アントレプレナーシップ専攻の教育課程は、5区分13分野で編成されており、学生には実践科目、総合的実践能力分野を除く4区分12分野が科目選択ガイドとしてシラバス等に示されている。学生は、履修指導教員の指導の下でこの科目選択ガイドを参考に履修計画を作成している。

この教育課程と教育内容の水準が「当該職業分野の期待にこたえるものになっているか」を検証するために平成17年度の在學生、修了生、企業を対象にアンケート調査を行っている。回答数は、修了生11人、在學生66人、企業71社であった。調査結果は、教育内容の水準については、5点評価で修了生が3.60～4.18、在學生が3.53～4.32、企業が2.65～4.15であり、分野による差が見られる。教育課程を13の分野で編成していることの適切性については62%の企業が適切であると回答している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

アントレプレナーシップ専攻の教育目的は、経営管理に関する最新の知識に基づき、革新的なビジネスプランを作成する能力、企業内の問題を発見し、有効な解決策を立案できる能力を高めることである。

授業科目は、具体的な企業事例を取り入れて実践性を重視した内容になっている。例えば、実践科目の

「ビジネスプランニングⅠ・Ⅱ」は、グループワークを取り入れており、「ケーススタディⅠ・Ⅱ」では、会計・財務、マーケティング、組織、戦略の視点から企業のケースを取り入れている。「リサーチワークショップⅠ」では、学生は自らの選択に基づいてビジネスプラン、ケーススタディ、プロジェクト演習を行っている。プロジェクト演習は、学生が企業の担当者と協力して企業が抱える課題の解決を行うフィールド・スタディを行っている。また、通常の授業科目であってもテーマに即したケースを取り上げてディスカッションを行う科目（「マーケティング・マネジメント」「組織行動のマネジメント」など）やディベートを取り入れた科目（「情報活用とビジネスライティング」）、演習授業をネットからストリーム配信する科目（「統計分析の基本」）などがある。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、教育課程の編成の趣旨に沿って、1年間の授業日程及び履修条件、毎回の授業の具体的な内容・方法、予習（事前課題）・復習（事後課題）、使用教材等が明示され、毎年刷新されている。学生はこのシラバスを参考にして履修計画を立てている。授業日程は教員の出張等を考慮して作成されているので休講することはなく、また何らかの事情によって休講した場合でも、必ず補講を行うので、シラバスに従った授業が実施されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、有効に活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

有職の社会人を対象としているため、平日は、夜間に札幌サテライトで開講しており、授業時間は18時30分から21時40分までである。土曜日の授業は、小樽本校において開講し、授業時間は10時30分から17時40分までである。小樽本校で開講する授業は、4時限連続授業を行う実践科目や情報処理センターの機器を利用する授業が中心である。また、学生の要望に応じて平日開講科目を増やしている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準として5段階評価を採用し、GPA制度を取り入れて履修指導に活用している。修了認定基準として、必要な単位数が学則に規定されており、これを満たした学生に「経営管理修士（専門職）」の学位が授与されている。

成績評価は、出席、授業への参加度、課題・宿題の評価、試験又はプレゼンテーション（最終課題）の4項目により行うことで統一しており、出席を全体の10%で評価すること以外は各科目の実情に合わせて運用している。各科目の成績評価法はシラバス上に明記し周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

「個人情報の開示等に関する規程」に、全教員に対し定期試験の答案等は1年間保存するよう規定し、学生からの問い合わせに対応するよう義務付けている。

なお、成績評価に関する学生からの問い合わせや異議申立は、アントレプレナーシップ専攻教務委員会委員長宛に提出させ、教務委員会が中心となって対処することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各授業科目の授業を行う期間が、試験等の期間を除いて15週確保されている。
- シラバスが有効に活用されている。
- 教育目的を実現するために教育課程を体系的に編成し、教育内容に応じたきめ細かい指導が行われている。
- 大学院アントレプレナーシップ専攻では、教育目的に照らして、多様な授業形態による実践的な教育が行われている。

【更なる向上が期待される点】

- 1年次の「基礎ゼミナール」及び3、4年次の「研究指導」において、きめ細かい指導が行われているが、学生生活の一層の充実に資するよう努めることが期待される。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学部教育に関しては、教育開発センターの学部教育開発部門が、毎年、学生に授業改善アンケート及びその他の調査を実施し、教育課程、教育方法の検証を行っている。このほか、平成19年度に、平成17年3月、9月の卒業生及びその就職先企業37社に対してアンケート調査を実施している。平成18年度には現行の教育課程について教育効果も含めた総合的な検証を、平成19年度には初年次教育の検証を行い報告書にまとめている。

大学院現代商学専攻の教育に関しては、大学院教育開発部門が平成19年度から学生へのアンケートを実施しているが、現行のカリキュラムは平成19年度入学生から始まったため、教育効果の測定は今後の課題である。

大学院アントレプレナーシップ専攻の教育に関しては、専門職大学院教育開発部門が、平成18年度と平成19年度に在學生、修了生、修了生上司、企業、教員を対象にしたアンケートを実施している。学生が身に付けた学力、資質、能力や養成しようとする人材像に関する調査は、これらのアンケート調査の中で行われている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程における単位修得率は、平成17年度までは70%強であったが、GPA制度が導入された平成18年度以降は80~86%に上昇している。成績「秀」「優」の割合も、30%程度から39~50%に上昇している。標準修業年限内の卒業率は、昼間コースでは80%前後であり、夜間主コースでは67~85%である。大学院の標準修業年限内修了率は、現代商学専攻では73~88%、アントレプレナーシップ専攻では、89~97%である。

大学院現代商学専攻では、多くの年度において成績「秀」「優」の割合が90%を超えている。

大学院アントレプレナーシップ専攻における単位修得率は94~97%であり、GPAの分布は3.0付近に集中している。平成18年度と平成19年度に教育開発センターがアンケートを実施して、教員と在學生に対して「授業内容の学生に身につけさせる学力・資質・能力への効果の度合い」を5点評価で調査した結果、教員が4.40、学生が4.25である。また、中小企業診断士の資格を取得した在學生・修了生は、合計3人、論文コンクールで受賞（Dream Award 2005、ダイヤモンド国際経営研究所）した在學生・修了生は、

1人である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育開発センターが実施している学生による「授業改善のためのアンケート」（授業評価）の結果によれば、「授業満足度」の項目における平均点（科目区分ごとに5点評価）は、3.8～4.2である。

また、平成18年度に、教育課程の検証のために実施した「教育課程アンケート」の結果によれば、「入学時と比較して、知識や教養が身についていると思うか」「大学で学んだ内容は、将来の職業や生活に役に立つと思うか」の質問に対する回答は、5点評価で昼間コースは3.57、3.48、夜間主コースは3.85、3.62である。

大学院現代商学専攻では、平成19年度から、教育開発センターが「FDアンケート」を実施している。平成20年度に実施したアンケートでは、「教育効果」に関する項目では、「興味のある科目が開講されているか」「幅広い内容を学習することができるか」「科目から知識や技能を獲得しているか」との質問に対する5点評価の平均値は、それぞれ、3.76、3.82、3.94であった。

大学院アントレプレナーシップ専攻では、教育開発センターが、平成16年度から授業評価アンケートを実施している。「授業満足度」の推移を見ると、平成16年度の3.98から平成20年度の4.33まで増加傾向にある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程卒業者の就職率（就職者数／就職希望者数）は95.3～98.7%である。就職先は、金融・保険業が37.6%で最も多く、そのほかは、製造業、情報通信業、卸売・小売業、公務員、サービス業などである。また、平成20年度の大学院進学者は18人であり、当該大学商学研究科以外にも、一橋大学、北海道大学、東京大学、京都大学、大阪大学などに進学している。

現代商学専攻博士前期課程の修了者については、就職希望者は、ほぼ就職しており、進路先も、金融、メーカー、流通、公務員等多様な分野にまたがっている。

アントレプレナーシップ専攻に入学する学生の多くは有職の社会人であるが、中には、在学中や修了後に自ら会社を設立した者や転職した者もいる。また、有職のまま大学院現代商学専攻博士後期課程等へ進学した者もいる。学士課程から進学した学生は17人で、全員が就職している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度に、平成17年3月、9月の卒業生及びその就職先企業37社に対してアンケート調査を実施した結果によれば、卒業生は、「広い視野と深い専門的知識」「問題点を発見し解決する能力」が身に付いたと考えている者が多く、雇用主からは、「倫理観に基づく識見と行動力」「責任を持って職務を誠実に遂行する能力」が評価されていることが分かる。

大学院アントレプレナーシップ専攻修了生に対して、身に付けた知識・技能・スキルの職場・業務での

小樽商科大学

役立ち度を調査した結果をみると、平成18年度、平成19年度の5点評価の平均値がそれぞれ4.20、3.86である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業生・修了生及び就職先、企業などを対象としてアンケートを実施し、教育成果の点検・評価を行っている。

基準 7 学生支援等

7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。
--

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

すべての新入生に対して、新入生オリエンテーションを実施している。アントレプレナーシップ専攻では、入学前の3月に実施している。

学士課程では、すべての授業担当者が前期と後期の初回の講義日に、授業科目の目的・成績評価の方法等について説明している。

学科所属（2年次）のために、1年次の後半12月に各学科のオリエンテーションを開催し、学科を選ぶ際の判断材料にさせるとともに、1月には所属手続について説明している。

研究指導（ゼミ）の履修（3年次）のために、2年次の後半10月に研究指導オリエンテーションを開催し、各ゼミの内容等を説明して、ゼミ選択の判断材料を提供している。

また、学部学生を対象に現代商学専攻とアントレプレナーシップ専攻の入試説明会を7月に開催している。

大学院における授業科目の選択に関しては、研究指導教員及び履修指導教員が履修登録時に相談を受け、アドバイスする体制がとられている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

1、2年次生の修学及び履修に関して指導及び助言を行うために、履修指導教員制度を設けている。各学科2～3人の教員が当たり、履修指導マニュアルを作成し、マニュアルに沿った対応をしている。履修指導教員は、履修指導のほか、前学期成績が不良であった学生に対して個別面談を行っている。履修指導教員の氏名をシラバスに記載し、学生に周知を図っている。3、4年次生に対しては、研究指導（ゼミ）教員が指導及び助言を行っている。また、各教員がオフィスアワーの時間をシラバスに記載し、学生の学習相談に応じている。

「学生何でも相談室」を設置して、キャンパスライフのあらゆる相談に応じている。メンバーは、室長（教育担当副学長）、保健管理センター長、学生相談員（2人）、相談受付員である。月・水・金曜日の午後、相談受付員とカウンセラー3人（教員1人と非常勤2人）が相談に応じている。平成20年度の相談件数は92件であった。

教育担当副学長への意見箱として「学生の声」が設けられ、回答を学内掲示するとともに、必要な措置を講じている。

このほか、3年に一度実施される「学生生活実態調査」や平成18年度に実施した「教育課程アンケート」調査等により、学生のニーズを把握している。

大学院学生のニーズは、研究指導教員や履修指導教員が把握して、必要な対応をしている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

入学時に留学生を対象としたオリエンテーションを実施し、生活・修学上のアドバイスを行っている。日本語、英語、中国語の『留学生のためのハンドブック』を作成し、配布している。国際交流センターには、英語のできる職員を専門職で採用し、留学生からの学習相談や生活相談に応じている。さらに、約50人のチューターが、留学生に生活・学習上の必要な支援を行っている。

これまで修学支援が必要なほどの障害のある学生の入学はなかったが、施設の点ではバリアフリー化、障害者用トイレ、エレベーターの設置等を行っており、将来に備えた更なる整備の必要性が認識されている。

大学院においては、社会人学生のために、授業の夜間開講を札幌サテライトにおいて行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館には、160人が利用できる自習室が併設されている。平日は8時45分、土曜日は10時から19時30分、日曜日にも10時から17時に開館され、自主的学習の場として活用されている。

情報処理センターの4つの実習室には、学生が利用できるパソコンが合計217台設置されており、8時から22時30分に利用できる。

言語センターには学生の外国語学習設備として、LL教室1室、マルチメディアホール3室、CAL (Computer Assisted Learning) ラボラトリー、マルチメディアライブラリを設置している。学生が利用できるマルチメディアライブラリの利用時間は、月・水・金曜日が8時30分から17時、火・木曜日が9時30分から19時30分となっている。

3、4年次の学生が研究指導（ゼミ）を履修し、自由に研究や討議などを行い、卒業論文作成の準備などが行えるよう、各ゼミに専用の部屋（ほとんどの部屋にパソコンを配備）を割り当て、ゼミの自主管理に任せている。ゼミ室は、講義棟が開館している平日・土曜日7時から23時まで（冬期間の平日の暖房は21時30分まで）の間、利用可能である。大学院学生には共同の研究室、自習室（パソコン配備）が与えられている。利用時間はゼミ室と同様である。

平成19年度に実施した「学生生活実態調査」によると、「授業の空き時間に主にどこにいますか」という質問に対して、情報処理センター、図書館、ゼミ室、言語センターと回答した者の割合は、それぞれ28%、18%、11%、1%であった。施設などの利用頻度としては情報処理センターを週1日以上利用している学

生が60%を超え、図書館を週1日以上利用している学生が50%を超えている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成19年度学生生活実態調査によれば、約70%の学生が何らかのサークル（届出のないものも含む）に所属し活動を行っている。

学生の活動が円滑に行われるように、毎月1回、学生自治会、体育常任委員会、音楽芸術団体連合会、緑丘祭実行委員会、ゼミナール協議会の各代表者と、教育担当副学長、学務課長が懇談を行っている。この中で、サークル活動に関する話を聞き、必要な場合は支援を行い（体育館の修理、グラウンドの整備、道具の買い換え、救助艇の更新等）、また大学からの要望を伝えるなど意思疎通を図っている。

入学時のオリエンテーションにおいて、サークルの紹介、勧誘を支援するために「サークル・オリエンテーション」を設けている。

学生の自主的な課外活動を支援するために、「小樽商科大学グリーンヒルプロジェクト」の制度を設け、1件当たり20万円を限度に支援している。平成17年度は1件、平成18年度は2件、平成19年度は2件、平成20年度は3件が採択されている。

施設については、サークル共用施設と合宿研修施設を整備している。平成19年度に体育館を改修し、課外活動施設の充実を図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

3年に一度、全学生を対象として学生生活実態調査を行い、学生のニーズを把握している。この調査の結果に基づいて、「学生何でも相談室」の設置（平成15年度）、就職課（現キャリア支援課）の設置（平成16年度）、公務員等資格試験講座の設置（平成17年度）などが実現している。

「学生何でも相談室」では、月1回小樽市消費者センターの相談員を迎えて、学生消費相談（近年問題となっている多重債務や、キャッチセールスなどの消費者問題の相談）を行っている。

保健管理センターには、所長（医師）、看護師2人（1人は非常勤）がおり、常時学生の健康上の相談、メンタル面の相談等に応じている。

学生生活、就学上の要請、苦情等を文書で教育担当副学長に訴えることができる意見箱として「学生の声」制度が設けられている。教育担当副学長は、これに回答し、必要な措置を講じている。

ハラスメント相談室においては、教員と事務職員が相談員として、学生がハラスメントの被害を受けた場合や、第三者からの相談に対応している。

キャリア支援センターでは、キャリア支援課（課長を含めた常勤職員3人、非常勤職員1人、非常勤の就職相談員2人）が事務局となり、教育開発センターキャリア開発部門、学生の就職支援団体（キャリア・デザイン・プロジェクト）、同窓会と協力してキャリア教育、就職活動支援を行っている。平成20年度の就職相談件数は、258件である。学生生活実態調査では、就職情報の整備・充実を求める回答や公務員志望が多かったため、企業が説明会を催す「緑丘企業等セミナー」（同窓会と連携）、公務員志望者のための「公務員受験対策講座」を毎年開催している。緑丘企業等セミナーの平成20年度の参加企業は延べ371社で、参加学生は延べ16,383人である。

また、進路や就職に関する相談体制の充実を求める声も一貫してあることから、平成19年度から相談体

制を強化（札幌で外部組織と連携して実施、非常勤相談員を1人増加）している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-1② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

入学時に留学生を対象としたオリエンテーションを実施し、生活・修学上のアドバイスをを行っている。日本語、英語、中国語の『留学生のためのハンドブック』を作成し、配布している。国際企画課に英語のできる職員を専門職で採用し、留学生からの学習相談や生活相談に応じている。さらに、チューターが、留学生に生活・学習上の必要な支援を行っている。また、毎年、国際交流週間を開催し、留学生と市民の交流を図ることにより日本の生活・文化への理解を高める努力をしている。住居に関しては、寄宿舍（国際交流会館、一人部屋38室、月6,400円、二人部屋3室、月12,900円）を提供している。平成21年度の入居者数は36人である。

大学院アントレプレナーシップ専攻では、厚生労働省による「教育訓練施設」の指定を受け、教育訓練給付制度の適用対象となっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-1③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

入学料免除・徴収猶予、授業料免除・徴収猶予の制度については、新入生オリエンテーションにおいて説明し、学内で掲示をしているほか、『学園生活の手びき』に掲載等して周知に努めている。平成20年度実績は、入学料免除6人、授業料免除444人である。

日本学生支援機構奨学金の平成20年度の実績は、第一種368人、第二種589人、大学院生12人である。

大学独自の奨学金制度として、1年次の学業成績優秀者に奨励金（学部学生10万円、大学院学生5万円。全体で12人）を支給する「小樽商科大学緑丘奨励金」制度（同窓会の支援による）がある。私費外国人留学生に対しては、「グリーンヒル奨学金」（月25,000円給付、1人）、「後援会助成金による奨学金」（月30,000円給付、6人）の奨学金制度を設けている。

このほかに、北洋銀行と提携して低金利（年2.375%）の融資制度を設けている。入学手続き案内にパンフレットを同封するほか、『学園生活の手びき』に掲載して周知に努めている。平成20年度の利用者は17人である。

また、経済的に困窮した昼間コース学生で就学のある意思がある者について、夜間主コースへの転コースを認める制度を制定し、『学園生活の手びき』に掲載して周知に努めているが、これまで適用例はない。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 企業が説明会を催す「緑丘企業等セミナー」や公務員志望者のための「公務員受験対策講座」を開催するなど、きめ細かい就職支援を行っている。

基準 8 施設・設備

- | |
|--|
| <p>8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。</p> |
|--|

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。</p>
--

当該大学の校地面積は 178,910 m²、校舎等の施設面積は 35,926 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究ゾーンとしてゼミ・講義棟、教員研究棟（133 室（別棟 20 室含む））、言語センター、ビジネス創造センター、教育開発センター、情報処理センター、国際交流センター、キャリア支援センター、「学生何でも相談室」を配置している。教育研究ゾーンの施設はゼミ・講義棟を中心にすべて渡り廊下等でつながっており、冬期間の建物間の移動が容易となっている。

講義室は大小合わせて 27 室（総面積 3,604 m²、総収容人数 3,278 人）設置されているほか、情報処理実習室が 4 室、語学学習施設が 7 室ある。ゼミ教育の充実のため、すべてのゼミに専用のゼミ室を配置している。

このほかに、国際交流会館、体育館、第二体育館、屋内プールがあり、さらに課外活動施設としてサークル会館、合宿研修施設を配置している。

夜間における授業（大学院現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻）及び地域貢献事業のために札幌サテライト及び小樽駅前プラザ「ゆめぼと」を設置している。

構内のバリアフリー化については、構内に 2 か所あるエレベーターは身障者用としており、また建物の新築や改修の際にはバリアフリー化に配慮した整備を行ってきたが、改修していない建物についても身障者用トイレやスロープの設置など改善を行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

<p>8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。</p>
--

ネットワーク環境は、情報コンセント数が、研究室系 402、ゼミ・教室系 550 であり、無線 LAN のアクセスポイント 22 か所となっている。

情報処理センターは、授業を行うだけでなく、学生に開放されており、レポート、文献検索、卒業論文作成等のために利用されている。また、すべてのゼミに専用のゼミ室を配置しており、ほとんどのゼミ室にパソコンが設置されている。

言語センターは、外国語教育のための ICT 設備を備えている。また、英語教育のための e-learning システムを導入し、授業（英語 I d クラス）に活用している。大学院アントレプレナーシップ専攻ではす

すべての教員が e-learning 授業で活用している。

教育開発センターでは、単位の実質化・授業時間外学習のための e-learning システムの開発を行っている。このシステムでは、事前課題やレポート課題の提示、教材の配布、掲示板の機能等があり、学生の自主的学習に活用されている。

情報システムのセキュリティ・メンテナンスに関しては、メールサーバや各実習室のパソコンに、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウイルスの侵入を防御、駆除等ができる環境を整えているほか、学内のネットワークシステムにファイアウォールを導入し、外部ネットワークとの通信を制御、管理し、クラッキング等の対策を施している。また、保守契約を結んで、月に一度、メールサーバ等のメンテナンス作業を実施している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

主要な教育研究設備（附属図書館、言語センター、情報処理センター、国際交流センター、大学会館、体育館等）についてはそれぞれ利用規程を定め、運用方針を明確にし、『学園生活の手びき』、ウェブサイトに掲載し、教職員、学生に周知を図っている。

このことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の蔵書数は、平成 20 年度は 452,011 冊（和書 282,512 冊、洋書 169,499 冊）である。雑誌は、11,571 種類のタイトル、視聴覚資料（マイクロフィルム、オーディオ・ビデオ、CD-ROM、DVD 等）は、約 700 タイトルを有している。また電子ジャーナル、各種データベースは、約 15,000 種のタイトルを契約している。

附属図書館運営委員会が、全学共通の学術雑誌及び学生用の図書の選定・購入を行っており、全学共通の学術雑誌は学科等に照会の上で購入し、3年に一度電子ジャーナルを含め収集計画の見直しを図っている。学生用図書は、毎月、学生・教員から希望を受けて、「学生用図書・参考図書の選定に関する取り扱い」に基づき検討の上、選定・購入している。

開館時間は、月曜日から金曜日が 8 時 45 分から 22 時（自習室は 23 時まで）、土曜日が 10 時から 19 時 30 分、休業期の月曜日から土曜日は 17 時閉館、日曜・祝日は 10 時から 17 時で、平成 20 年度の開館日数は 356 日となっている。平成 20 年度の入館者数は 123,233 人である。附属図書館の文献・資料は、学内外に対して貸出を行っている（平成 20 年度の学外者への貸出は 352 人、682 冊）。座席数は計 463 席である。

蔵書検索（OPAC）はインターネットで公開しており、学外からも検索できる。さらに、より多くの人の効率的な利用を目指し、全国大学図書館との図書相互貸借や文献複写等のサービスを行い、札幌サテライト及び小樽駅前プラザ「ゆめぽーと」においても、図書の検索・貸借が可能である。学生に対しては、新入生オリエンテーション（附属図書館の紹介と利用案内）、ライブラリーツアー（附属図書館内の見学を通じて資料の紹介及び基本的な利用方法の説明）、情報検索講習会、データベース利用説明会、パソコン講習会等を開催し、附属図書館の活用を促進している。

平成 19 年度に、機関リポジトリ「小樽商科大学学術成果コレクション（愛称：Barrel）」を構築し、平

成20年3月に正式公開している。コンテンツ数は平成21年5月1日現在で学術雑誌論文、紀要論文、研究報告書等の2,041件で、利用状況は、アクセス数339,296件、ダウンロード数179,582件となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- すべてのゼミに専用のゼミ室を配置し、ゼミ教育の充実を図っている。

【更なる向上が期待される点】

- バリアフリーに配慮した建物の整備を更に進めることが期待される。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動のデータ・資料を収集・蓄積する組織・手続は、法人文書管理規程に定められている。事務局長を総括文書管理者、担当課長を文書管理者と定め、各教員及び学務課、キャリア支援課、学術情報課、入試課、国際企画課等（文書管理担当者）がデータ・資料の収集を担当するという業務分担、責任体制がとられている。収集・蓄積されたデータ・資料は、同規程の定める方法に従って保存されている。

これらのデータ・資料に基づいて行われる教育研究活動の調査・分析結果は、報告書『北に一星あり』（第1～9集、大学評価委員会）、報告書『ヘルメスの翼に』（第1～6集、教育開発センター）等で公表されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育課程・教育方法の研究を行う全学的な組織である教育開発センターが、毎年教職員を対象に、教育上の課題に関するFDワークショップを開催している。平成16年度のワークショップにおいて「小樽商科大学におけるGPA制度導入を考える」をテーマとし教職員で意見交換を行ったことが契機となり、平成18年度に、成績評価の改革、GPA制度の導入、成績評価基準の事前公表等の一連の改革が行われている。

教職員学生指導研究会が毎年開催され、学長、副学長、事務局長も出席して、教員（教務委員会、学生委員会の委員が中心）と現場の職員がテーマを持ち寄って意見交換を行っている。平成18年度には「本学におけるキャリア教育の今後について」をテーマとした議論の中で1年次から3年次まで連続したキャリア教育の必要性が指摘されたことを受けて、教育開発センターで検討がなされ、平成20年度から2年次授業科目「地域連携キャリア開発」が新設されている。平成20年度は、「ゼミの在り方について」「図書館の現状と今後の在り方について」「9月入学について」などが議論されている。

教育開発センターが行う「授業改善のためのアンケート（学部）」「授業評価アンケート（大学院アントレプレナーシップ専攻）」（以上、毎年実施）、「大学院FDアンケート（大学院現代商学専攻）」（平成19年度から毎年実施）、「知の基礎系アンケート」（平成15年度）、「教育課程アンケート」（平成18年度）などにより、学生の意見が聴取されている。「授業改善のためのアンケート」「授業評価アンケート」は教育開発センターが結果を集計・分析して報告する（『ヘルメスの翼に』に掲載）とともに、個々の教員にフィードバック（経済学科はさらにそれを教員名とともに公表）している。各教員は、それに基

づき授業改善に取り組んでいる。「大学院FDアンケート」の結果は、図書・資料の充実や単位互換制度の導入につながっている。これとは別に、学生委員会が3年ごとに実施する学生の生活実態に関する調査があり、教育に関連する事項についても調査されている。

学生が文書で教育担当副学長に要望・意見を申し立てる「学生の声」、広く生活・学習上の相談に応ずる「学生何でも相談室」等を通して、教育に関する意見や苦情が寄せられることがある。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

監事、経営協議会外部委員等から教育に関して出された意見が改善に活かされた具体例としては、東京試験場の開設、名誉教授による講義がある。名誉教授による講義は、市民講座として開設したが、学生も関心を示し受講している。

毎年、個別テーマ（国際交流、地域貢献、小樽商科大学の将来像など）を設定して開催される小樽市民との交流会「一日教授会」において、市民との交流の場を作って欲しいとの要望があり、それを受けて小樽駅前プラザ「ゆめぽーと」を開設し、市民の参加による大学のオープンゼミや、名誉教授による市民講座などを行っている。

これまで、「大学院」「国際交流」（平成12年度）、「語学教育」（平成13年度）、「修学面における学生支援」（平成14年度）、「大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻」（平成19年度）、「商学部・大学院商学研究科現代商学専攻」（平成20年度）に関して外部評価を実施し、その結果は、大学評価委員会の報告書『北に一星あり』第7～9集及び大学のウェブサイトに掲載・公表されている。評価結果が改善に活かされた例としては、資格認定試験・海外語学研修の単位化、英語の習熟度別クラスの導入、履修指導教員制度の改革、オープンゼミの導入、図書館開館時間の延長等がある。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生に対する「授業改善のためのアンケート」を毎年実施し、その結果を教育開発センターが集計・分析して、「授業改善の指針」を示している。さらに、アンケート結果は、各教員にフィードバックされ、各教員がそれを基に授業改善を行っている。経済学科では、アンケート結果を、教員氏名も含めて学生用広報誌『学園だより』に公表している。

授業改善を、個人のレベルから組織のレベルに上げるために、平成18年度から、授業改善アンケート結果及び成績評価結果等に基づいて、学科単位で授業改善を含めたFDに取り組み、各学科等は、毎年、教育開発センターに、改善計画の提出とその結果の報告を義務付けられている。その内容は、平成19年度から『ヘルメスの翼に』で公表されている。例えば、成績評価において「不可」が多く、学生の不満が強かった企業法学科における改善例などが報告されている。

アントレプレナーシップ専攻では、すべての開講科目を対象に「授業評価アンケート」を実施するとともに、教員による授業の相互参観（同僚評価）と教員自身による自己評価を毎年実施している。授業評価アンケートと同僚評価の結果は教育開発センターで集計・分析され、教員にフィードバックされている。教員にフィードバックする評価結果には専攻平均に対して優れている点と改善すべき点が明示され、教員

はこれらを参考に授業の改善を行い、自己評価シートを作成して、教育開発センターに提出している。また、授業評価結果を基に毎学期終了時にFD研修会を開催して、授業改善に関する意見交換を行っている。これらの活動が、授業評価アンケートにおける満足度の向上（平成16年度3.98、17年度4.18、18年度4.22、19年度4.30、20年度4.33）に結びついていると思われる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

旧教育課程改善委員会を改組・拡充して平成16年に設置された「教育開発センター」が、大学全体のFDを担う組織である。同センターには5つの部門（学部教育開発部門、キャリア教育開発部門、大学院教育開発部門、専門職大学院教育開発部門、研究部門）が置かれ、それぞれに予算が措置されている。センター長は教育担当副学長であり、各部門は、センター長、学科等及びアントレプレナーシップ専攻の教員、関連する事務職員（課長級）により構成される。加えて、センター専任の教員1人、事務補佐員1人を配置している。活動の結果は毎年『ヘルメスの翼に』に公表している。

学部教育開発部門では、学生に対する「授業改善のためのアンケート」、FDワークショップ、新任教員研修会、教員相互の授業参観等を実施し、教育の質の改善に活かしている。

大学院教育開発部門では、「FDアンケート」、FDワークショップ等を実施し、教育の質の改善に活かしている。

専門職大学院教育開発部門では、学生による授業評価アンケート、教員による授業参観、教員による自己評価等を実施し、教育の質の改善に活かしている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAについては、「ティーチング・アシスタント実施要項」に基づいて大学院現代商学専攻教務委員会で選考を行っている。TAに対する事前の説明は、各教員が業務内容に沿って行っている。このほか、資質の向上を図ることを目的として、教職員対象のFD・SD講演会にTAを参加させている。

事務職員については、教職員学生指導研究会、北海道地区大学学生指導員研修会、厚生補導事務研修会（日本学生支援機構主催）、教務事務研修会（日本学生支援機構主催）等学内外の研修等に参加させ、資質の向上に取り組んでいる。

また、事務職員の資質向上を図るため、職員の自主的、主体的な活動を支援する「小樽商科大学事務系職員の自主研修等支援要項」が平成20年9月11日に制定されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学的なFD組織として教育開発センターを設置し、組織的、継続的に活動しており、教育の質の改善のために実質的に機能している。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 5,888,309 千円、流動資産 973,150 千円であり、資産合計 6,861,460 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,176,485 千円、流動負債 708,135 千円であり、負債合計 2,884,621 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、財務委員会で検討の後、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、これらの収支計画等を踏まえて、予算編成方針や当初予算・補正予算は、学部・大学院合同教授会で報告され、当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用2,768,441千円、経常収益2,864,604千円、経常利益96,163千円、当期総利益94,494千円であり、貸借対照表における利益剰余金431,692千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針に基づき財務委員会で審議し、経営協議会の議を経て役員会で決定している。

教育経費及び研究経費については、各部局に管理経費等を含めた基礎額（総額）を掲示した上で、各々の実態を反映した所要額を総務・財務担当副学長に申請し、財務委員会において配分額を決定する仕組みとしている。研究経費の配分においては、教員の教育研究業績、外部資金獲得状況等の調査を行い、インセンティブ配分を行っている。

また、学長裁量経費として、学長のリーダーシップの下、優れた研究活動を支援するための重点研究経費、教員が著書を刊行するための刊行経費を学内競争的経費として確保し、それぞれ公募・審査により配分を行っている。

施設・設備のうち、施設については、中長期的な展望から施設環境の整備を進めるために策定した「キャンパスマスタープラン」の「施設設備の基本方針」により、設備については、中長期的な展望から計画的・継続的な整備に向け策定した「設備マスタープラン」により、概算要求や学内措置によって計画的に整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、財務諸表等をわかりやすく解説した「財務諸表等の概要」も作成し、ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監事が当該年度の監事監査計画を策定し、実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、経営監査室規程及び内部監査実施要項等に基づき、学長直属の独立性を有する経

小樽商科大学

営監査室が実施している。

また、監事、内部監査人、会計監査人は、相互に情報提供を行い、それぞれの監査状況、問題点等の把握に努め、それを通じて重複していない領域への注力監査、フォローアップ監査を行うなど、相互の連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に基づく管理運営組織として、学長と3人の理事（1人は非常勤）により構成される役員会、5人の学外委員を含む経営協議会、学長、副学長、センター長、専攻長、学科長、学科主任のほか学部等から選出された教員を加えた23人で構成される教育研究評議会を設置している。役員会は年11回程度、経営協議会は年5回程度、教育研究評議会は毎月2回開催され、それぞれ必要な事項を審議している。このほか、学長、副学長及び事務局長による五者懇談会を毎週開催し、また、毎月一度、2人の非常勤監事及び副学長を含めた役員懇談会を開催して、管理運営全般について意見交換を行っている。

事務組織は、8課3室（経営監査室・創立百周年事業推進室を含む）で構成されており、事務局として一元化され、教育研究業務を支援する事務職員は71人（兼務者、非常勤職員含む）である。

危機管理規程を制定し、危機管理対策の基本的指針・枠組みについて定めた「危機管理ガイドライン」等を策定している。学長を委員長とする危機管理委員会を設置して、危機管理教育、研修の企画・立案等の業務を行うとともに、毎年、教職員、学生を含めた防災訓練を実施している。

「小樽商科大学における研究活動に係る行動規範」を制定し、外部資金の執行における遵守事項を定めるとともに、「研究活動に係る不正行為の防止等に関するガイドライン」により、外部資金の適正な執行に努めている。また、内部監査による事後的なチェックを定期的に行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長を最高責任者とし、学長の下に理事・副学長4人（総務・財務担当副学長、教育担当副学長、非常勤理事、評価等担当副学長）を配置し、それぞれの責任を明確に決めている。学長のリーダーシップの下で、中期目標・計画、年度計画、予算の策定等、管理運営上の重要事項については役員会の議を経て決定している。

また、意思決定に当たっては、学長のリーダーシップの下で、経営協議会及び教育研究評議会において審議するほか、各種委員会の委員長に理事・副学長を充て、効果的な意思決定を行う体制を整備している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教授会、各種委員会、事務協議会（事務局長を長とする課長・課長代理の職員で構成する）等において副学長及び事務局長が把握した教職員及び学生のニーズは、毎週開催される五者懇談会に報告される仕組みになっており、必要に応じて、対策を検討し、管理運営に反映させている。

学外関係者のニーズについても、市民参加型の「一日教授会」などの取組を実施しており、そのほかに、広報誌『ヘルメス・クーリエ』の内容充実を図るため読者及び専門家を対象に行った「読者懇談会」、地域の新聞記者から意見を聴取する「記者懇談会」を実施している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

非常勤の監事を2人（会計監査担当、業務監査担当）置いている。

監事は、事業年度ごとの決算時に実施する会計監査、中期目標・計画の遂行状況に関する業務監査等を行うほか、役員会及び経営協議会にオブザーバーとして出席し、必要に応じて意見を述べている。

業務監査担当監事は、平成20年度に「法人化についてのアンケート」を実施し、国立大学法人化後の教職員の意識変化等について調査を行い、報告として取りまとめている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、副学長、事務局長ら幹部職員に関しては、国立大学協会、国立大学財務・経営センターが主催するセミナー等に計画的に参加している。

人事院、北海道大学、国立情報学研究所等が主催する研修会には、一般の事務職員を派遣している。

また、パソコンの技術向上を目的として、富士通オフィス機器（株）が主催する Access2003 研修に平成17年度5人、平成18年度5人、平成19年度7人、平成20年度4人の事務職員を派遣している。

事務職員の学内研修としては、北海道地区の国立大学法人が共同で実施する新任係長・専門職員研修、人事労務研修、会計事務職員研修、学生指導研究会等に積極的に参加している。学内においては、平成19年度に会計制度を中心に勉強会（財務課職員全員を対象）を開催している。そのほか、外部機関が主催する研修会等にも必要に応じて参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学憲章において、「運営の基本原則」を「国立大学法人小樽商科大学は、学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、大学の特性を最大限に発揮するとともに、その活性化が充分図られるよう、自主的・自立的な運営の確保に努める。」と定め、それに基づき、国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程をはじめとする学内諸規程を整備している。それらの学内規程の中で、学長の選考、理事等の任命、教育研究評議会評議員や経営協議会委員等の選出方針・権限等、各種委員会委員の選出方針・権限等について規定している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-2② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

法人文書管理規定に基づき、大学の活動状況に関するデータを適切に収集し、蓄積している。各課等において収集・作成されている情報で、中期目標・中期計画、各年度計画関係、財務諸表等、大学概要、規程集など全学的に必要な情報は、大学ウェブサイトに掲載し、学内の教職員に提供されている。また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の各種会議の議事録・資料等は、会議参照システム(E L I A S システム、学内限定)に蓄積され、教職員が必要に応じて活用できるようになっている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

大学評価委員会において、定期的に教育等に関して、自己点検・評価を実施し、『北に一星あり』及びウェブサイト公表している。最近実施されたものとしては、大学院アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の教育活動(平成19年度)、商学部・大学院現代商学専攻(博士(前期・後期)課程)の教育活動(平成20年度)などがある。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-2② 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

平成12年度以降に実施した自己点検・評価の結果については、外部者による検証を受けて「外部評価報告書」として、『北に一星あり』及びウェブサイトに掲載している。最近実施されたものとしては、大学院アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の教育活動(平成19年度)、商学部・大学院現代商学専攻(博士(前期・後期)課程)の教育活動(平成20年度)などが外部評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-3③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

大学評価実施規程に「自己評価実施主体は、自己評価の結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は委員会から改善が必要と指摘されたものについては、その改善の方策を講ずるものとし、その結果を委員会

に報告する。」と定め、外部評価結果をフィードバックし、管理運営の改善に活かす体制が整備されている。評価結果が改善に活かされた例としては、資格認定試験・海外語学研修の単位化、英語の習熟度別クラスの導入、履修指導教員制度の改革、オープンゼミの導入、図書館開館時間の延長等がある。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学における教育研究活動の状況について、大学ウェブサイト、教育開発センターウェブサイト、ブログ「商大くんがいく!」、研究者総覧、社会連携のための教員ディレクトリー、ビジネス創造センターウェブサイト、学術成果コレクション「Barrel」、広報誌『ヘルメス・クーリエ』等でその活動に関する情報を多様な方法で社会に発信している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 読者懇談会、記者懇談会、一日教授会を定期的に開催して学外関係者の意見を聴き、教育研究の向上及び管理運営の改善に活かしている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人小樽商科大学

(2) 所在地 北海道小樽市

(3) 学部等の構成

学部：商学部

研究科：商学研究科

附置研究所：該当なし

関連施設：言語センター、ビジネス創造センター、
保健管理センター、情報処理センター、
国際交流センター、教育開発センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部2,322人，大学院115人

専任教員数：123人

助手数：4人

2 特徴

本学は、明治44（1911）年5月、5番目の官立高等商業学校として創立され、昭和24（1949）年5月、戦後の学制改革に伴い小樽商科大学として単独昇格した。商学部のみの小規模単科大学ではあるが、北海道の高等教育機関としては北海道大学につぐ歴史と伝統を誇り、また2つしかない国立大学商学部の一つである（他は一橋大学）。

本学は、「商学」を、伝統的にイメージされている特定の分野に限定することなく、実践的・応用的総合社会科学として広義に捉え、教育研究の指針としてきた。本学は、また、開学以来、実学と語学を重視する教育方法を実践してきた。

そのため、商学部に、「経済学科」「商学科」「企業法学科」「社会情報学科」（以下「専門4学科」という。）を設置し、社会科学の主要な分野を網羅する教育研究を可能とするとともに、教養教育、語学教育を担う教員組織として「一般教育等」「言語センター」を設置している。

教育においては、専門4学科による専門教育を展開するとともに、実学の伝統に基づいて、現実社会との関わり、実践を重視した教育方法を工夫している。ゼミナール教育を重視し、専用のゼミ室を配置し、教員・学生の交流、学習の拠点としている。さらに、教養教育こそがこうした実学の前提であり、基礎であるとの認識から、伝統的にカリキュラム上教養教育を重視してきた。

平成13年度のカリキュラム改革では、新たな教養教育

観のもとに教養教育重視の姿勢を一層鮮明にした。

また、「ビジネスに国境なし」との認識から、創立以来「北の外国語学校」と称せられるほど語学教育を重視してきた。平成3年には言語センターを設置するとともに、国際交流を大学の重点課題とし、活発な活動を行ってきた。こうした活動は、小規模大学の国際交流のあり方を示すものとして高く評価されている。

大学院は、商学研究科に、現代商学専攻博士（前期・後期）課程及びアントレプレナーシップ専攻専門職学位課程の2専攻を設置している。

現代商学専攻は、学部組織を基礎とする伝統型の大学院（テーマ研究型大学院）である。研究者として自立して研究活動を行うために、又は専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を育成することを目的としている。100年近くにわたる本学の理論的・基礎的研究の成果が、ここでの教育に生かされている。

アントレプレナーシップ専攻は、専門職大学院であり、企業経営等における高度のマネジメント能力等を養成することを目的としている（高度専門職業人養成型大学院）。本学の教育研究の特徴の一つである実学教育、応用的・実学的研究を体現する大学院である。

本学は、地方に所在する国立大学として地域貢献も重点課題として掲げている。平成12年には、商学の立場から北海道経済の活性化に貢献するため、ビジネス創造センターを設置した。国立大学初の大学発ベンチャーの設立支援など様々な取り組みを行っており、高い評価を得ている。

これらの本学の教育上の特徴は、専門4学科のみならず一般教育等、言語センター等も商学部に包摂した単科大学ならではの特徴であり、今後もこの特徴を追求すべきであると考えている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、建学以来築いてきた自由な学風と実学重視の精神を継承し、さらにこれを発展させて、複雑高度化した現代社会の多面的な問題解決への貢献と人類普遍の真理探求を使命とする教育研究機関として、一層の充実を目指すとし、「大学憲章」において、その理念と方針を次のように明らかにしている。

1. 教育

- (1) 学部教育の目標：本学は、学部において、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る。
- (2) 大学院教育の目標：本学は、大学院において、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を図る。

2. 研究

(1) 基礎研究と応用・実学研究

本学は、基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究をともに重視し、両者の成果を人類の幸福や経済社会の発展のために還元する。

(2) 総合的・学際的研究

本学は、1 学部に広範な専門分野を包摂する単科大学としての特性を活かし、総合的・学際的研究の推進を図る。

3. 社会貢献

(1) 研究成果の地域社会への還元

本学は、社会が提起する課題に対して、具体的かつ実践的な処方箋を提供するという方針のもとに、研究成果を地域社会の活性化のために還元する。

4. 国際交流

(1) 国際交流事業の推進

本学は、国際的視野を備えた人材の育成という観点から、国際交流事業の推進を図り、その充実に努める。

（学部・研究科等ごとの目的）

1. 商学部の教育目的

本学は、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。この目的を達成するために、多様な学問分野の修得と課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践するとともに、それを支える高い水準の研究を推進し、国際交流の促進、学習環境の改善、課外活動の支援及び教職員と学生の交流等に努める。

2. 商学研究科の教育目的

本研究科は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材の育成を目的としている。

- (1) 現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度で専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

この目的のもとに博士前期課程では、現代の多様で豊富な内容をもつに至った商学分野において、広い視野と深遠な学術研究に基づいた教育を行い、研究者養成の基礎としての役割を担い、また知識基盤社会

の各方面で専門的知識に裏打ちされた深い見識と指導力を発揮する人材を育成する。

博士後期課程にあつては、流通、金融、経営及び会計という「商学」の領域を中核とし、ビジネスの環境や諸制度に関する理解と研究を深め、教育研究者のみならず、高度な研究能力に基づいて社会の各層で専門職として活躍する人材を育成する。

- (2)アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程は、革新的ビジネス・モデルを構想し事業へと展開できるビジネスイノベーター、及び企業経営におけるマネジメント能力を高めビジネス・チャンスを生み出し得るビジネス・リーダーを育成するために、当該分野に応じた柔軟で実践的な教育を行うことを目的とする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、建学以来築いてきた自由な学風と実学重視の精神を継承し、さらに、複雑高度化した現代社会の多面的な問題解決への貢献と真理探究を使命とする教育研究機関として、「大学憲章」「学則」に教育の目的を明確に定めて学内外に公表し周知している。本学の理念と目的は学校教育法に定める目的に適合するものである。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究は、学部、大学院現代商学専攻においては、それぞれ適切に人員配置された経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科、一般教育等、言語センターにより、大学院アントレプレナーシップ専攻においては、専任の教員組織により行われている。学部においては、教養教育を重視する教育課程が実施され、初年次教育に全学協力方式で関わる体制がとられている。

教育活動に係る重要事項は、教務委員会、教授会・専攻会議及び教育研究評議会等により組織的に審議、決定される仕組みがとられている。

大学院教育は現代商学専攻博士課程とアントレプレナーシップ専攻専門職学位課程に分けて教員組織を編成しているが、これは高度な研究能力の育成及び高度専門職業人養成という本学大学院の教育目的に対応するものである。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織編成の基本方針のもとに学部・大学院を単位としてそれぞれ教員編成を行っている。学部、大学院の専任教員及び大学院における研究指導教員等は、各設置基準に定める教員数を満たしており、本学の教育研究の理念・目標を達成する上で、必要な教員数が確保されている。

教員の人事に関しては、選考及び昇任の基準及び手続を明確に定めて、研究能力・教育能力を適正に判断し、運用している。

教員の教育活動に係る評価が定期的に行われ、処遇に反映させるシステムが構築されている。

教育課程の遂行に必要な事務職員は適切に配置されている。

基準 4 学生の受入

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、大学案内、学生募集要項、その他のパンフレット等及び本学ホームページに掲載することにより、広く公表、周知している。また、進学説明会への参加、出張講義及び高校訪問の実施等、種々の方法により積極的に高等学校や受験生等にPRを行っている。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーを踏まえた多種・多様な入学試験を実施し、入学定員をそれぞれの選抜区分ごとに適切に振り分け募集を行っている。選抜区分ごとに募集人員を上回る志願者を獲得しており、アドミッション・ポリシーに沿った入試が機能している。

留学生、社会人、編入学生の受入に関して、アドミッション・ポリシーに沿って適切な対応を講じている。

入試の実施と出題・採点の業務が分離され、学長、副学長が関わり、全体を統率する体制がとられている。入試における責任の所在が明確にされ、公正な入試が実施されている。

アドミッション・ポリシーに沿った入試が行われているかどうかを検証し、入試方法の見直し及び改善を行う組織体制も整備され、機能している。

基準 5 教育内容及び方法

〈学士課程〉

応用的実践的総合社会科学としての「商学」教育を実現するために、総合性、実践性、国際性をキーワードとした特徴ある教育課程を編成している。くさび形カリキュラムとなっており、専門の導入科目を早期に履修でき、さらに教養科目や語学科目の発展的内容を高年次でも履修できるよう工夫を行っており、体系的な教育課程になっている。

教養教育を重視し、共通科目・基礎科目の「知の基礎」「人間と文化」「社会と人間」「自然と環境」「健康科学」から一定の単位の修得を義務づけることによって幅広い教養の獲得を図っている。「知の基礎」系では、全学協力方式の下に充実した初年次教育を行っている。

外国語科目として8外国語科目（英・独・仏・中・露・西・朝・留学生用の日本語）を開設し、その中から2外国語14単位の修得を義務付けている。教養としての外国語に留まらず、「学科科目」として「上級外国語」「国際コミュニケーション」「ビジネス英語」「英語コミュニケーション」などを配置し、4年間を通じた高度かつ実践的な外国語学習を可能としている。留学生のために英語で授業を行う「短期留学プログラム」に学部学生の履修を認め、さらには、交換留学により協定校で取得した単位を認定するなど、幅広い語学教育を行っている。

国際交流センターが、同窓会の支援を受けながら、13カ国19大学と学生交換協定を締結して進めてきた国際交流、夏季・春季の短期語学研修は、学生の異文化理解、国際的な視野の涵養、外国語能力の向上に役立っており、外部からも高く評価されている。

シラバスは学生が履修・学習するために必要な情報が記載され、学生はシラバスを有効に利用している。

履修登録上制限を設け、e-Learningシステムを整備するなど教室外での学習時間を確保するための取り組みを行っており、自主的な学習を促している。

成績評価にあたってはGPA制度を導入し、学習到達度を学生自身が判断できるようにしている。

〈大学院課程〉

大学院現代商学専攻の教育目的に合致した適切な科目区分による体系的な教育課程が編成されている。また、博士前期課程では、学生のニーズに合わせて「博士後期進学類」及び「総合研究専修類」の2つの類を設けている。

研究指導・学位論文に係る指導においては、複数の教員による指導体制が設けられている。研究指導は、年次毎に、段階的に行われ、最終的な学位論文の提出までに、中間報告、博士論文執筆計画審査、博士論文事前審査等を課すことにより研究の進捗状況の管理を行っている。論文審査基準及び審査会要項等を定め審査を公開とするなど、組織的に対応できるよう制度を整備している。

シラバスには学生が履修・学習するために必要な情報が記載されている。e-Learningシステムを整備して学生の教室外の学習時間を確保する取り組みを行っており、自主的な学習を促している。

〈専門職学位課程〉

大学院アントレプレナーシップ専攻は、教育目的を実現するために、教育課程の編成を5つの科目区分と13の分野により基礎から応用へと積み上げ式に知識・スキルを習得できるよう設計されており、いずれの科目においても具体的な企業事例を取り入れた実践性を重視した内容になっている。特に実践科目では、実践的課題解決能力をステップアップするための「ビジネスプランニング」や「ケーススタディ」を、事業創造力や組織改革能力をブラッシュアップする「ビジネスワークショップ」を開講しており、戦略的検討や計画立案を行う特色ある教育を実施している。授業は、集中連続授業（モジュール方式）で行っており、e-Learningシステムを活用している。また、多くの授業でケースを活用しており、教育目的に沿った適切な教育を行っている。

基準 6 教育の成果

1. 学部について

学生の履修、成績、卒業率等の状況、学生、卒業生、雇用主に対する各種アンケートの結果を総合してみると、本学の教育効果は相応に上がっていると判断される。

2. 大学院現代商学専攻について

大学院現代商学専攻の学生については、学業成績・論文審査の状況や、就職・進学状況、学生論文賞への応募状況などから、教育効果相応に上がっていると判断される。しかし、学生からの意見を徴することや修了生・雇用主からの評価を今後実施する必要がある。

3. 大学院アントレプレナーシップ専攻について

教育の成果や効果を検証するために教育開発センターでは各種アンケート調査を行っており、これらの調査結果は、適切なフィードバックがなされている。学生の単位取得状況や成績は良好であり、資格の取得や良好な就職状況に結びついている。また、各種アンケート調査の結果から、教育の成果や効果が上がっているといえる。

基準 7 学生支援等

学生が履修する上で必要なガイダンスは、入学時のオリエンテーション、2年次からの学科所属のガイダンスとオリエンテーション、3年次から所属するゼミの説明会など、適宜行われている。

学生の自主的活動への支援は、学生団体と教育担当副学長、学務課長が懇談を行って、学生からの要望や意見を聞く機会を設けている。

学習、生活面での学生のニーズをくみ取る多様なルート（学生生活実態調査、学生の声、学生何でも相談室・キャリア支援センター等の活動等）が設置され、適切な支援が行われている。

学生何でも相談室に専門のコウンセラーを配置しているほか、学生消費相談室を開設し、多重債務問題などの消費者問題についての相談を行う体制がとられている。

経済的困窮者のために入学科・授業料免除制度、夜間主コースへの転コース制度、日本学生支援機構による奨学金、その他民間・地方公共団体の奨学金も周知し、有効に活用されている。また、北洋銀行と低金利の融資制度も提携し、保護者が利用できるようにしている。

基準 8 施設・設備

教育研究に必要な基本的施設を整備するとともに、言語センター、ビジネス創造センター、教育開発センター、情報処理センター、国際交流センター、キャリア支援センターを設置し、教育研究の充実を図っている。ゼミ教育の充実のため、すべてのゼミに専用のゼミ室を配備している。夜間における授業及び地域貢献事業のために札幌サテライト及び小樽駅前プラザ「ゆめぼと」を設置している。

情報処理センターを基点にICT環境の整備を行ってきた。附属図書館は、学科等及び大学院アントレプレナーシップ専攻と連携して、学術情報を系統的に収集し、活用されている。機関リポジトリは、短期間にも拘わらず、充実した内容となっている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

FDワークショップ、教職員学生指導研修会、アンケート調査、経営協議会、一日教授会、外部評価等の多様なルートで大学構成員及び学外者からの意見聴取が恒常的に行われており、教育の質の向上に活かされている。

アンケートによる授業評価の結果に基づく改善の取組は、個人および組織（専攻、学科等）のレベルで行われる体制になっており、教育の質の向上につながっている。

全学的なFD組織である教育開発センターが、毎年事業計画を立て、恒常的・継続的に活動し、教育の質の向上のために機能している。

教育活動の質の向上等を図るための事務職員に対する研修等が適切に行われている。

基準 10 財務

平成 20 年度末現在の資産合計は約 68 億円余りであり、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、負債はない。また、経常的収入は、安定的であり、支出超過にもなっていない。

収支に係る計画、方針等は、財務委員会や経営協議会、役員会の議を経て適切に策定し、教職員など関係者に対して明示している。

教育研究経費は、予算編成方針に基づき財務委員会において適切に配分し、学長裁量経費により優れた研究活動を支援している。

財務諸表等は官報及びホームページに掲載し、財務課において閲覧に供している。また、財務諸表等の概要も作成しホームページ等で公表している。

会計監査人等による財務監査を、法令等に基づき適正に行っている。

基準 11 管理運営

本学の管理運営組織及び事務組織とも適切な規模と機能を有しており、大学の目的の達成に向けて必要な職員が配置され、事務職員の数も適切な規模である。また、危機管理体制及び外部資金の不正防止の取り組む体制も適切に整備されている。

さらに、学長が、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て基本方針等を決定し、学長を補佐する副学長が各種委員会等を掌握することにより、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

教職員、学生及び学外者からのニーズの把握は、多様なルート（教授会、各種委員会、学生生活実態調査、学生の声、一日教授会、記者懇談会等）を通じて行われ、大学の管理運営に適切に反映させている。

大学の活動状況に関するデータや情報は、適切に収集、蓄積されているとともに、ホームページや、会議参照システム(学内限定)により、教職員が必要に応じて利用できる状況にある。

また、大学活動全般に亘り、継続的に自己点検・評価を実施し、それに基づいて、外部評価を行っている。評価結果が、実施主体にフィードバックされ、改善に結びつける体制が整備されており、外部評価結果を教育の質の向上に結びつけた例もある。

本学は、大学の教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報をホームページ及び広報誌（本学発行）等により、多様な方法でわかりやすく社会に発信している。